

ときがわ都市計画  
(ときがわ町)

都市計画区域の  
整備、開発及び保全の方針

埼玉県

都市計画の 案の縦覧	令和4年4月12日から 令和4年4月26日まで
都市計画の 決定告示	令和4年9月20日

< 目 次 >

第1	都市計画の目標	
1	基本的事項	
(1)	都市計画区域の範囲	1
(2)	目標年次	1
2	都市計画の目標	
(1)	当該都市計画区域の特性	2
(2)	当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	2
3	地域毎の市街地像	3
第2	区域区分の決定の有無	4
第3	主要な都市計画の決定の方針	
1	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	
(1)	主要用途の配置の方針	5
(2)	土地利用の方針	5
2	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	
(1)	交通施設の都市計画の決定の方針	6
(2)	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	7
(3)	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	7
3	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	
(1)	基本方針	8
(2)	主要な緑地の配置の方針	9
(3)	具体の公園・緑地の配置の方針	10

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

## ときがわ都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### 第1 都市計画の目標

#### 1 基本的事項

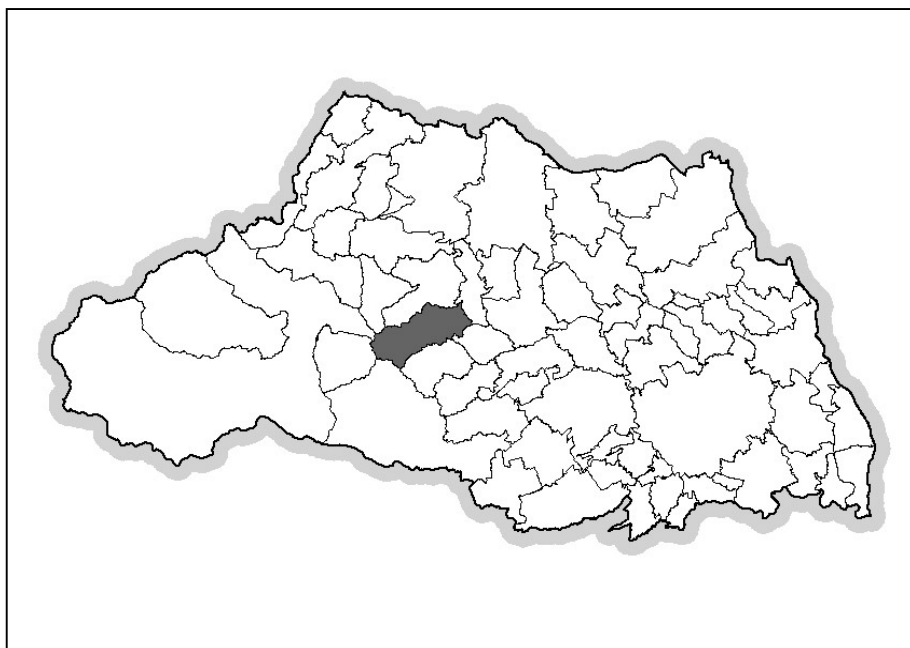
当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、一の市町村を超える広域の見地から、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主とし、本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」に基づき定める。

当該都市計画区域における土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業の都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して定める。

#### (1) 都市計画区域の範囲

ときがわ都市計画区域（以下「本区域」という。）の範囲は、次のとおりである。

都市計画区域名	市町村名	範囲
ときがわ都市計画区域	ときがわ町	行政区域の全域



#### (2) 目標年次

おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、その実現のための方針を定めるものとする。

## 2 都市計画の目標

### (1) 当該都市計画区域の特性

本区域は、都心から約60km圏、埼玉県中央部の奥武蔵山麓に位置しており、東部には雀川、都幾川及び槻川が流れている。

鉄道は、区域の東部にJR八高線明覚駅が設置されており、八王子方面及び高崎方面に連絡している。

道路は、JR八高線と並行して連絡している県道飯能寄居線が重要な広域幹線道路となっており、県中央部を通過する首都圏中央連絡自動車道の整備により、利便性の向上が期待されている。

市街地は、JR八高線明覚駅や県道飯能寄居線及び県道大野東松山線沿道を中心に市街地が形成されており、周辺に広がる田園環境と調和した住環境が維持されている。また、農林業や木の温もりを大切にきた伝統ある木工・建具を基幹産業として発展してきた。

一方、本区域の特徴である県立黒山自然公園に指定されている豊かな森林や都幾川、雀川の清流などの自然環境に恵まれているとともに、慈光寺、小倉城跡などの多くの歴史や文化も残されている。

このような状況から、自然環境、歴史・文化などの地域資源や首都圏中央連絡自動車道の整備による広域交通網の充実を生かして、活力のある産業の育成とともに、人と自然の優しさが響き合う美しいまちづくりを進めることが重要である。

### (2) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

#### ○ コンパクトなまちの実現

高齢者をはじめ誰もが安心・安全で歩いて暮らせるまちづくりを推進する。

中心市街地に医療・福祉・子育て支援・商業施設など多様な都市機能の集積を図るとともに、ゆとりある質の高い住環境を形成する。

また、地域から中心市街地や医療・福祉施設へのアクセス性を高め、生活環境の向上を図り、都市の利便性と田園のゆとりを共存できる都市を守り育てる。

職住が近接したまちづくりを推進するとともに、公共交通の利用促進やみどりの創出などにより、環境への負荷を低減しエネルギー効率の良い脱炭素社会の実現を図る。

#### ○ 地域の個性ある発展

高速道路ネットワークの整備による波及効果や地理的な優位性を生かし、産業の集積を図るとともに、雇用の場を確保し、地域の活力の源となる次世代が暮らしてみたくなるような魅力あるまちづくりを進める。

#### ○ 都市と自然・田園との共生

田畑・里山を活用しつつ、良好な田園・自然を保全する。

### 3 地域毎の市街地像

本区域は、農業振興地域、地域森林計画対象区域及び県立黒山自然公園に指定されており、これらの自然環境等を保全しつつ、自然資源と調和したまちづくりを進めていく。

J R八高線明覚駅周辺、県道飯能寄居線及び大野東松山線等の沿道に形成されている既存市街地については、地域住民の日常生活における利便性の向上に寄与する商業施設や周辺に広がる田園環境と調和した潤いある良好な住環境の形成を図る。

特に、ときがわ町役場周辺については、人々が集まり交流するコミュニティ活動の場として、既存の公共施設の充実を図り、本区域の中心核にふさわしい魅力ある空間形成を図る。

幹線道路沿道にある工業地については、安定した雇用の場の創出と地域経済活動の活性化を図るため、周辺環境に配慮しながら良好な工業系の地域を形成する。

慈光寺周辺、雀川砂防ダム周辺、春日山を中心とした里山文化園周辺、小倉城趾周辺、木のむらキャンプ場周辺、とき山滝の鼻公園周辺の各レクリエーション拠点については、それぞれが有する貴重な自然資源や歴史資源等を活用して、地域住民及び来訪者が憩い集える特色のある空間を形成する。また、遊歩道等の整備により、各レクリエーション拠点のネットワーク化を図る。

## 第2 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は、次のとおりである。

本区域は、都心から約60km圏、埼玉県の中央部の奥武蔵山麓に位置し、東部には雀川、都幾川及び槻川が流れており、区域全体の約7割が森林で占められ、古くから林業と雀川、都幾川、槻川沿いの農業を中心に栄えた区域である。

土地利用としては、平成5年に本区域を都市計画区域に指定し、区域区分を定めることなく土地利用を図ってきた。また、住宅などの都市的土地利用と農地等が点在する場合においても、相互に居住環境や生産環境に悪影響を及ぼしている状況はみられず、無秩序な市街地は形成されていない。

主な交通の状況として、JR八高線や県道飯能寄居線などがある。本区域の中央を南北に縦断しているJR八高線は、通勤、通学の主要な交通手段として利用されているが、明覚駅の1駅のみで、単線で電化されておらず、1時間に1本程度の運行である。

人口及び産業の動向については、人口減少・超高齢社会の同時進行などの影響により、減少傾向である。

従って、「西部が山地であり、都心からの位置も考慮すると、開発圧力を受けにくいこと」、「区域区分を定めていない現状においても無秩序な市街地は形成されていないこと」及び「人口の動態や産業の業況は、減少傾向であること」などの現状を踏まえると、今後、人口や産業の業況の急激な上昇は予測できず、宅地や工業地などの開発によって市街地が急激に拡大するとは予測できない。

一方、県立黒山自然公園の山々など、美しい自然景観に恵まれ、自然公園地域の普通地域や森林地域の保安林及び地域森林計画対象民有林等に指定されている。また、農地の多くは農業振興地域内にあり、これらの自然や農地は保全され、地域を急変させる都市的な開発は抑制されている。

以上のことから、本区域については、引き続き区域区分を定めない都市計画区域として、適正な土地利用を誘導していくものとする。

### 第3 主要な都市計画の決定の方針

#### 1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### (1) 主要用途の配置の方針

住居の環境を保護するとともに、日常生活に必要な利便施設や雇用の場を確保するため、周辺に広がる自然環境や田園風景との調和を図りながら、地域の特性に応じた用途を配置する。

##### (2) 土地利用の方針

###### ① 優良な農地との健全な調和に関する方針

集团的に存在する農地や生産性の高い農地などについては、今後も優良な農地として保全に努める。

###### ② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域その他の溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域については、新たな宅地化を抑制するなど、地域の実情に即した方策を講じる。

###### ③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

都幾川、雀川などの水辺やその周辺、県立黒山自然公園などについては、優れた自然環境の保全を図る。

###### ④ 都市防災に関する方針

埼玉県地域強靱化計画や埼玉県地域防災計画を踏まえ、建築物の不燃化・耐震化や道路の無電柱化、安全な避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる都市空間の整備等を進める。併せて、近年頻発化している水災害のリスクに応じ、防災・減災対策に取り組み、防災都市づくりを推進する。

特に、都市機能を優先的に維持する地域や延焼の危険性が高い地域、災害時の活動拠点としての機能を維持すべき地域、緊急輸送道路の沿道等には防火地域又は準防火地域の指定を推進する。

###### ⑤ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

住居環境の保護や商工業の利便増進等を図るため必要がある場合は、必要な規模を限度として用途地域を定めるなど、秩序ある土地利用の実現に努める。

また、都市機能の維持又は増進に著しく寄与する事業が行われる地区については、必要に応じて地区計画制度の活用を努める。

## 2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 交通施設の都市計画の決定の方針

#### ① 交通体系の整備の方針及び整備目標

本区域の道路網は、県道飯能寄居線等の幹線道路で構成されている。

公共交通機関は、東部を南北方向にJR八高線が連絡しており、町中心部から近隣の東武東上線の駅に向かって放射状に民間路線バスが運行されている。

道路については、利便性の向上を図るとともに、超高齢社会に対応した安心・安全な通行環境を確保していく必要がある。また、公共交通機関の利便性や結節性の向上などにより、総合的な交通体系を確立していく必要がある。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

- ・ 歩行者や自転車の通行環境を充実するとともに、公共交通機関の利用促進を図り、総合的な交通体系を確立する。
- ・ 広域的な交流・連携を強化するため、広域交通ネットワークの構築を図るとともに、これらへのアクセス性を向上させる道路ネットワークの構築を図る。
- ・ 施設整備にあたっては、既存施設の有効利用を図りつつ、ユニバーサルデザインの考え方に配慮し、計画的かつ段階的に整備を行う。

#### ② 主要な施設の配置の方針

##### a 道路

広域交通を軸として、土地利用の動向を勘案しつつ、各地区間の交通を円滑に処理するために必要な道路網を配置する。

##### b 鉄道

通勤・通学の主要な交通手段となっている鉄道の利便性の向上を図るため、鉄道駅への結節性を高めるアクセス道路などの施設を配置する。



(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

将来の人口規模や都市活動の集積、洪水や集中豪雨などによる災害の発生に対応した環境の保全及び防災対策の強化を図るため、埼玉県生活排水処理施設整備構想に基づき、生活排水処理人口普及率100%を目指し、処理施設の整備を進める。

また、河川については、「洪水等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」の観点から整備を進め、流域の雨水流出抑制対策など、総合的な治水対策を進める。

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために、必要な都市施設の整備に努める。

なお、埼玉県廃棄物処理基本計画で目指す循環型社会の構築を推進する。

### 3 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

#### (1) 基本方針

本区域は、奥武蔵山麓に位置する緑豊かな地域であり、西部には県立黒山自然公園に指定された山林が広がり、東部には温帯植物のウラジロが生育するときがわ町道元平県自然環境保全地域や雀川、都幾川及び槻川に沿って田園風景が広がるなど、豊かな自然に恵まれている。

埼玉県広域緑地計画を踏まえ、埼玉の緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。

また、自然環境の保全を図るとともに、防災の機能、環境負荷低減の機能、景観形成の機能、ふれあい提供の機能を確保する。

## (2) 主要な緑地の配置の方針

都幾川、雀川、県立黒山自然公園に指定された山林などをネットワーク上の「核」として生かしながら、丘陵地や台地、田園の緑を適切に保全して、ネットワークの「拠点」づくりを進める。そして、樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上など「みどりの再生」によって新たに創出された緑を加えて、緑の連続性を確保しながら「形成軸」とし、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成していく。

### <自然環境の保全>

都幾川や雀川などの河川敷地、県立黒山自然公園などの広域的な視点から必要な緑地を保全するとともに、社寺林・屋敷林などの身近な緑の保全を図る。

### <防災の機能>

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるために必要な公園や緑地等を配置する。

### <環境負荷軽減の機能>

樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上等の緑化などにより、大気汚染等の影響、ヒートアイランド現象の緩和を推進する。

### <景観形成の機能>

田園や緑地、水辺空間などが形成する景観を保全・活用する。

### <ふれあい提供の機能>

公園や緑地等は、地域の状況を踏まえ、適切に配置し、整備することにより、レクリエーション機能の充実を図るとともに、緑とふれあう場を提供する。

### (3) 具体の公園・緑地の配置の方針

#### <街区公園>

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

#### <近隣公園>

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

#### <地区公園>

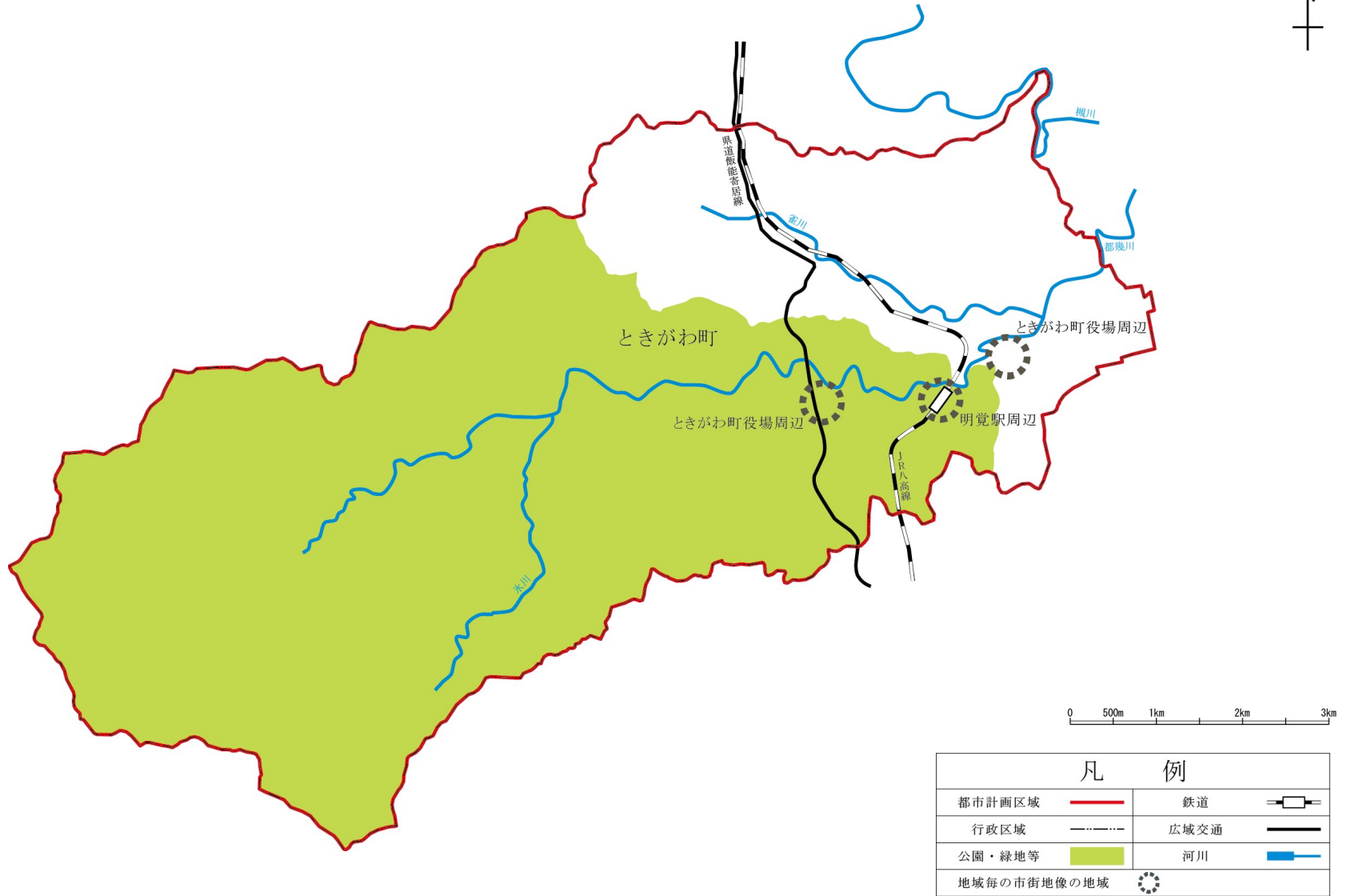
主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

#### <その他>

都市の状況に応じて、その他の公園・緑地等を配置する。

まとまりのある樹林地等については、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区等の指定を検討し、維持・保全を図る。

としがわ都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



(注)方針図は、おおむねの位置を示している。  
公園・緑地等は、広域的なものを示している。